

ID: 122

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	延滞金の減免
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市後期高齢者医療に関する条例 第5条第3項
例 規 番 号	平成20年条例第6号
【根拠条文】 (延滞金) 第5条 被保険者又は連帯納付義務者は、前条第1項及び第2項に規定する納期限(広域連合条例第17条第1項の規定により徴収猶予の決定があったものについては、当該徴収猶予の期限とする。以下この条において同じ。)後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 3 市長は、被保険者又は連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の規定による延滞金額を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び西東京市後期高齢者医療に関する条例施行規則第5条の規定による。 (延滞金額の減免) 第5条 西東京市条例第5条第3項の規定による延滞金額の減額又は免除は、次のいずれかに該当するときとする。 (1) 広域連合条例第18条の規定により、広域連合長が保険料を減額又は免除したとき。 (2) その他市長が特に必要があると認めるとき。 2 西東京市条例第5条第3項の規定により延滞金額の減額又は免除を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者(西東京市条例第4条第2項に規定する連帯納付義務者をいう。以下同じ。)は、延滞金額減免申請書に、証拠書類を添付し、市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、減額又は免除の必要があると認めたときは減免承認通知書により、必要がないと認めたときは減免不承認通知書により同項の申請をした者に通知する。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日